



☁️ 介護職員等特定処遇改善加算とは

☁️ 介護職員等特定処遇改善加算を取得するには

☁️ 介護職員処遇改善加算Ⅰ-Ⅲの違い

☁️ 介護職員等特定処遇改善加算ⅠとⅡの違い

☁️ ホームページ見えるか化とは

☁️ サービス提供体制加算とは



☁️ 介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月から消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、(従前の【介護職員処遇改善加算】Ⅰ-Ⅲを取得している介護サービス事業所・施設(以下、介護事業所等)において、おもに「勤続10年以上の介護福祉士」の処遇改善を行うための原資を提供するものです。

☁️ 介護職員等特定処遇改善加算を取得するには

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ-Ⅲを取得している。
- (2) 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれを1項目以上実施している。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みをホームページに掲載するなど「見える化」をしている。

☁️ 介護職員処遇改善加算Ⅰ-Ⅲの違い

介護職員処遇改善加算

加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全て + 職場環境等要件	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件	キャリアパス要件ⅠまたはⅡ + 職場環境等要件

キャリアパス

要件Ⅰ	要件Ⅱ	要件Ⅲ
職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備すること	資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること。

※職場環境等要件

介護職員処遇改善加算を取得するにあたっては、賃金改善等の処遇改善の内容等について、雇用する全ての介護職員へ周知することが必要です。

介護職員処遇改善加算に係る加算について

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算表		
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%
通所介護	5.9%	4.3%	2.3%



キャリアパス？  
職場環境等要件？

キャリアパス  
職場環境等要件とは



ご利用の総単位数に応じて介護報酬単位数(加算Ⅰ-加算Ⅲ)を加算します。



## 介護職員等特定処遇改善加算ⅠとⅡの違い

### ※特定Ⅰの場合

上記の内容に併せて、サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のこれらの所得状況に応じて特定Ⅰの加算となる。

### ※特定Ⅱの場合

上記の内容に併せて、サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のこれらの所得条件に満たない場合は特定Ⅱの加算となる。

## サービス提供体制加算とは

### 小規模多機能型居宅介護

#### ・サービス提供強化体制加算(Ⅰ)

介護従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上

#### ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が60%以上

#### ・サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

介護従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上

サービス提供強化体制加算(Ⅰ)が最も高い区分です。



### 通所介護

#### ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

介護士が介護人員総計の50%以上の人数がいること。

#### ・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

介護士が介護人員総計の40%以上の人数がいること。

#### ・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

常勤している人員が看護・介護人員総計の30%以上の人数がいること。

サービス事業所によって加算内容や単位数に違いがあります。また、要介護度に合わせて月単位・日単位か請求方法が異なります。



### サービス提供強化加算に係る加算について

サービス区分	サービス提供強化加算の区分に応じた加算表		
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ
小規模多機能型居宅介護	500単位/月	350単位/月	350単位/月

サービス区分	サービス提供強化加算の区分に応じた加算表		
	加算Ⅰ(イ)	加算Ⅰ(ロ)	加算Ⅱ
通所介護(要介護)	18単位/日	12単位/日	6単位/日
通所介護(要支援1)	72単位/月	48単位/月	24単位/月
通所介護(要支援2)	144単位/月	96単位/月	48単位/月

ご利用の単位数と合わせて左記の単位数が加算され。ご利用請求となります。



次ページでは、各事業所別(ささえ～る・はなえ～る・かなえ～る)に介護職員等特定処遇改善加算と介護職員処遇改善加算の取得状況を一覧にしています。見える化に伴い、必要要件や加算額も本年度の見込み額としても併せて掲載しています。





## ホームページ見えるか化とは

- ①提供サービス内容
  - ②介護職員処遇改善加算の取得状況
  - ③従業者に関する情報
  - ④従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取り組みの実施状況
- 各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

→各要件については下記に記載されている内容を確認。

### ①.② 提供サービス内容・介護職員処遇改善加算の取得状況(指定権者内事業所一覽)

※令和元年10月1日～令和2年3月31日

法人名		え～るケアサポート株式会社				
事業所名	サービス区分	特定処遇改善加算	現行の処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算額 + 介護職員等処遇改善加算額 (見込み)	賃金改善所要額 (見込み)	対象職員数
ささえ～の小規模多機能ホーム	小規模多機能型居宅介護	新加算Ⅰ 1.5%	加算Ⅰ 10.2%	¥8,976,000	¥9,295,200	40 人
はなえ～の小規模多機能ホーム	小規模多機能型居宅介護	新加算Ⅰ 1.5%	加算Ⅰ 10.2%			
かなえ～のデイサービスセンター	通所介護	新加算Ⅱ 1.0%	加算Ⅰ 5.9%			

### ③ 従業者に関する情報(指定権者内事業所一覽)

ささえ～の小規模多機能ホーム			はなえ～の小規模多機能ホーム			かなえ～のデイサービスセンター		
総従業者数	19 人		総従業者数	14 人		総従業者数	20 人	
介護職員数	常勤	11 人	介護職員数	常勤	8 人	介護職員数	常勤	11 人
	非常勤	5 人		非常勤	4 人		非常勤	5 人
看護職員数	常勤	0 人	看護職員数	常勤	1 人	看護職員数	常勤	0 人
	非常勤	3 人		非常勤	1 人		非常勤	4 人
経験年数10年以上の介護職員の割合	31%		経験年数10年以上の介護職員の割合	42%		経験年数10年以上の介護職員の割合	13%	
夜勤を行う従事者数	7 人		夜勤を行う従事者数	4 人		夜勤を行う従事者数	0 人	

### ④ 従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取り組みの実施状況

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)</li> <li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> </ul>
労働環境 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</li> <li>・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> <li>・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li> <li>・非正規職員から正規職員への転換</li> <li>・職員の増員による業務負担の軽減</li> </ul>